

## 「アセキノシル」、「インダノファン」及び「イソプロチオラン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは、別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

### 記

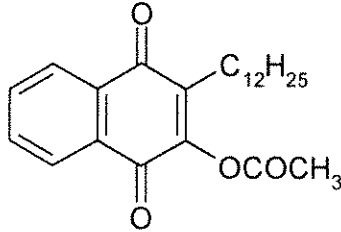
1. アセキノシル（農薬）
2. インダノファン（農薬）
3. イソプロチオラン（農薬及び動物用医薬品）

## アセキノシル

## 1. 今回の諮問の経緯

・平成21年12月8日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	アセキノシル (Acequinocyl)	
構造式		
用途	殺虫剤(殺ダニ剤)	
作用機構	ナフトキノン骨格を有する殺虫剤(殺ダニ剤)。ダニ類のミトコンドリアの電子伝達系における酵素複合体を阻害することにより効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物:かんきつ(ミカンハダニ)、かぼちゃ(ハダニ類)等 今回、ピーマン、うめ(ハダニ類)等への適用拡大申請	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国:かんきつ類、仁果果実類等/カナダ:りんご、いちご等/EU:かんきつ類、アーモンド等に基準が設定されている。
食品安全委員会での評価等	【1】平成19年7月13日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成20年9月11日 食品健康影響評価結果 受理 <b>ADI = 0.022mg/kg 体重/day</b>	

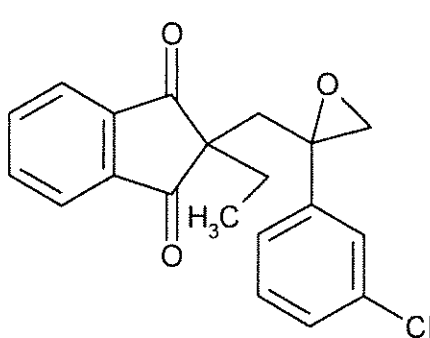
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## インダノファン

### 1. 今回の諮問の経緯

・平成 21 年 12 月 8 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	インダノファン (Indanofan)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	インダン骨格を有する除草剤。タンパク質及び脂肪酸の生合成を阻害することで、細胞分裂・伸長を阻害し、雑草を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 稲(水田一年生雑草等) 今回、小麦、大麦(一年生雑草等)への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、豪州、カナダ、EU、ニュージーランド: なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成 19 年 9 月 13 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 20 年 1 月 10 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.0035mg/kg 体重/day	

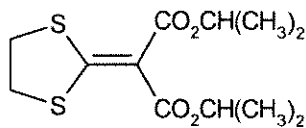
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## イソプロチオラン

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成 21 年 11 月 24 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	イソプロチオラン (Isoprothiolane)	
構造式		
用途	殺菌剤／牛の肝疾患用剤	
作用機構	<p>【農薬】マロン酸エステル系の殺菌剤。いもち病菌等に対して強い菌糸生育阻害作用を有する。また、ウンカ等の害虫に対する殺虫活性も示す。</p> <p>【動物用医薬品】牛の肝疾患用剤。肝細胞に作用し、肝臓におけるタンパク質合成を促進することにより、脂質代謝を含めた肝機能を向上させる。</p>	
日本における登録等の状況	【農薬】登録がなされている。	
	適用作物: 稲(いもち病)、りんご(白紋羽病)等	
	今回、稲への適用拡大申請(使用回数の変更)	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、豪州、カナダ、EU、ニュージーランド: なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 19 年 8 月 21 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼</p> <p>平成 20 年 2 月 28 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;"><b>ADI = 0.1mg/kg 体重/day</b></p>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【アセキノシル】

- ・作物残留試験 (国内)

【インダノファン】

- ・ラット肝 S-9 及びグルタチオン-S-トランスフェラーゼ *in vitro* 系における代謝試験 (2009年) 日本農薬株式会社 [非 GLP 試験]
- ・植物代謝試験 (小麦) (2004年) PTRL West, Inc. [GLP 試験]
- ・作物残留試験 (国内)

【イソプロチオラン】

- ・ラット2世代繁殖毒性試験 (2007年) 株式会社 化合物安全性研究所 [GLP 試験]
- ・作物残留試験 (国内)